

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の不用財産の国庫納付等について (文書審議結果報告)

1. 不要財産の国庫納付について (平成 26 年 3 月文書開催)

第 2 期中期目標期間(平成 20 から平成 24 年度)において、当該中期目標期間の最後の事業年度末における運営費交付金の未使用額 3,126,053 円について、第 3 期中期目標期間(平成 25 から平成 29 年度)中に使用する具体的な計画が見込まれないことから、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったため、不要財産として国庫納付するため、主務大臣に対して認可申請があり、宇宙航空研究開発機構部会における審議の結果承認され、主務大臣より認可。

2. 重要な財産処分の処分認可について (平成 26 年 3 月文書開催)

内之浦宇宙空間観測所の保安警戒区域の退避施設について、地元の肝付町に譲渡を行うため、主務大臣に対して認可申請が有り、宇宙航空研究開発機構部会における審議の結果承認され、主務大臣より認可。